

指宿市の健全化判断比率等の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」が平成21年4月から施行され、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称）及び公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し公表することとなりました。

また、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画（財政再生基準以上の場合は財政再生計画）を、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表する必要があります。

1. 健全化判断比率

① 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

区分	指宿市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
R3	-	12.92	20.00
R2	-	12.95	20.00
増減	-	△ 0.03	0.00

※ 黒字であるため「-」で表示しています。

※ 早期健全化基準 ～ 現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（市町村は2.5%～10%）と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ11.25%から15%とする。

※ 財政再生基準 ～ 財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している現行再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%とする。

② 連結実質赤字比率

一般会計等、一般会計等以外の特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、温泉配給事業特別会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計）に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

区分	指宿市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
R3	-	17.92	30.00
R2	-	17.95	30.00
増減	-	△ 0.03	0.00

※ 黒字であるため「-」で表示しています。

※ 早期健全化基準 ～ 実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村は財政規模に応じ16.25%から20%とする。

※ 財政再生基準 ～ 実質赤字比率の財政再生基準と同様の観点から10%加算し、市町村は30%とする。

③ 実質公債費比率

公債費に、特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3カ年平均値（特定財源及び交付税措置額を除く。）

区分	指宿市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
R3	9.3	25.0	35.0
R2	9.2	25.0	35.0
増減	0.1	0.0	0.0

※ 早期健全化基準 ～ 現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%とする。

※ 財政再生基準 ～ 現行の地方債協議・許可制度において公共事業等の許可が制限される基準とされている35%とする。

④ 将来負担比率

地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

区分	指宿市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
R3	46.5	350.0	
R2	49.2	350.0	
増減	△ 2.7	0.0	

※ 早期健全化基準 ～ 実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350%とする。

2. 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率

区分	指宿市水道事業会計 (法適用)	指宿市公共下水道事業会計 (法適用)	指宿市温泉供給事業会計 (法適用)	指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計 (法非適用)	早期健全化基準	経営健全化基準
R3	-	-	-	-	20.0	
R2	-	-	-	-	20.0	
増減	-	-	-	-	0.0	

※ 経営健全化基準 ~ 早期健全化基準に相当する基準で、20%とする

※ 資金の不足額がないため「-」で表示しています

※ 事業の規模 ~ それぞれの企業会計において、通常の企業活動によって得られる収入の規模を示し、上下水道や温泉の使用料及びそうめん流しの食事料等の収入が該当します。

3. 健全化判断比率の対象範囲（会計区分イメージ）

